

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等新旧対照表

改正前	改正後																																										
国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)																																											
(前略) (始業及び終業の時刻) 第4条 教職員の勤務の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。 (1) 始業 午前8時30分 (2) 終業 午後5時15分 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる教職員についての始業及び終業の時刻は、同表に定めるところによる。 4 (略)	(始業及び終業の時刻) 第4条 (1) (2) 2 (同左) 3 4																																										
(中略) 第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。 2 別表第3の教職員の割り振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。	第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 2 (同左)																																										
(後略) 別表第1 (第4条、第5条関係)	別表第1 (第4条、第5条関係)																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教職員の区分</th> <th style="text-align: center;">始業及び終業の時刻</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者</td> <td style="text-align: center;">午前9時45分から 午後6時15分まで</td> <td style="text-align: center;">正午から午後0時45分まで 午後1時から午後1時45分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時45分から 午後6時30分まで</td> <td style="text-align: center;">正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時から午後5時45分まで</td> <td style="text-align: center;">午後1時から午後2時まで</td> </tr> </tbody> </table>	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前9時45分から 午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで 午後1時から午後1時45分まで	午前9時45分から 午後6時30分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで	午前9時から午後5時45分まで	午後1時から午後2時まで	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教職員の区分</th> <th style="text-align: center;">始業及び終業の時刻</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13" style="vertical-align: top;">授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者</td> <td style="text-align: center;">午前7時から午後3時45分まで</td> <td style="text-align: center;">午前11時から正午まで、 正午から午後1時まで、 午後1時から午後2時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前7時30分から午後4時15分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時から午後4時45分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時から午後5時45分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時30分から午後6時15分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時45分から午後6時30分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前10時から午後6時45分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前7時から午後3時30分まで</td> <td style="text-align: center;">午前11時から午前11時45分まで、 正午から午後0時45分まで、 午後1時から午後1時45分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前7時30分から午後4時00分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前8時から午後4時30分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時から午後5時30分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時30分から午後6時00分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時45分から午後6時15分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前10時から午後6時30分まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで、 正午から午後1時まで、 午後1時から午後2時まで	午前7時30分から午後4時15分まで		午前8時から午後4時45分まで		午前9時から午後5時45分まで		午前9時30分から午後6時15分まで		午前9時45分から午後6時30分まで		午前10時から午後6時45分まで		午前7時から午後3時30分まで	午前11時から午前11時45分まで、 正午から午後0時45分まで、 午後1時から午後1時45分まで	午前7時30分から午後4時00分まで		午前8時から午後4時30分まで		午前9時から午後5時30分まで		午前9時30分から午後6時00分まで		午前9時45分から午後6時15分まで		午前10時から午後6時30分まで	
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間																																									
授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前9時45分から 午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで 午後1時から午後1時45分まで																																									
	午前9時45分から 午後6時30分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで																																									
	午前9時から午後5時45分まで	午後1時から午後2時まで																																									
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間																																									
授業、実験、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで、 正午から午後1時まで、 午後1時から午後2時まで																																									
	午前7時30分から午後4時15分まで																																										
	午前8時から午後4時45分まで																																										
	午前9時から午後5時45分まで																																										
	午前9時30分から午後6時15分まで																																										
	午前9時45分から午後6時30分まで																																										
	午前10時から午後6時45分まで																																										
	午前7時から午後3時30分まで	午前11時から午前11時45分まで、 正午から午後0時45分まで、 午後1時から午後1時45分まで																																									
	午前7時30分から午後4時00分まで																																										
	午前8時から午後4時30分まで																																										
	午前9時から午後5時30分まで																																										
	午前9時30分から午後6時00分まで																																										
	午前9時45分から午後6時15分まで																																										
午前10時から午後6時30分まで																																											

改正前			改正後		
(略)			(同 左)		
学生総合支援センター障害学生支援ルームに勤務する職員のうち、学生総合支援センター長が指定する者	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで	学生総合支援機構に勤務する職員のうち、学生総合支援機構長が指定する者	(同 左)	
	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで			
	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで			
(略)			(同 左)		
情報部に勤務する職員のうち、情報部長が指定する者			情報部に勤務する職員のうち、情報部長が指定する者		
			教育推進・学生支援部に勤務する職員のうち、教育推進・学生支援部長が指定する者	午前8時から午後4時45分まで 午前8時15分から午後5時まで	午後1時から午後2時まで
(略)			(同 左)		

別表第2 (略)

別表第2 (同 左)

別表第3 (第16条関係)

別表第3 (第16条関係)

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)				
複合原子力科学研究所に勤務する教職員のうち、複合原子力科学研究所長が指定する者			(略)	
霊長類研究所附属人類進化モデル研究センターに勤務する教職員	4週間	霊長類研究所長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
(略)				

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(同 左)				
複合原子力科学研究所に勤務する教職員のうち、複合原子力科学研究所長が指定する者			(同 左)	
(同 左)				

別表第4・5 (略)

別表第4・5 (同 左)

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則
(平成17年達示第37号)

(始業及び終業の時刻)

第44条 有期雇用教職員の勤務の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業 午前8時30分

終業 午後5時15分

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、別表第6に掲げる有期雇用教職員についての始業及び終業の時刻は、同表に定めるところによる。

4 (略)

(中 略)

(休日)

第47条 有期雇用教職員の休日は、次の各号に定めるところとする。

(始業及び終業の時刻)

第44条

2

3

4

(休日)

第47条

(同 左)

改正前				改正後			
(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号及び第5号において「祝日法による休日」という。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。） (4) 6月18日（創立記念日） (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（祝日法による休日を除く。）（夏季一斉休業日） 2～4 （略） （後 略）				(1) (2) (3) } (同 左) (4) (5) 2～4 }			
別表第1～5 （略） 別表第6				附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 別表第1～5 （同 左） 別表第6			
教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院に勤務する医員及び医員(研修医)のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)		授業、実験等の業務その他の業務に従事する有期雇用教職員のうち部局長が指定する者	第47条第1項各号に定める休日	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで、
						午前7時30分から午後4時15分まで	正午から午後1時まで、午後1時から午後2時まで
						午前8時から午後4時45分まで	
						午前9時から午後5時45分まで	
						午前9時30分から午後6時15分まで	
						午前10時から午後6時45分まで	
						午前7時から午後3時30分まで	午前11時から午前11時45分まで、
						午前7時30分から午後4時00分まで	正午から午後0時45分まで、午後1時から午後1時45分まで、
						午前8時から午後4時30分まで	
						午前9時から午後5時30分まで	
午前9時30分から午後6時00分まで							
午前10時から午後6時30分まで							
医学部附属病院に勤務する医員及び医員(研修医)のうち、医学部附属病院長が指定する者		(略)		医学部附属病院に勤務する医員及び医員(研修医)のうち、医学部附属病院長が指定する者		(同 左)	
		(略)				(同 左)	
別表第7・8 （略）				別表第7・8 （同 左）			